

議案第53号

芽室町放置自動車の処理に関する条例中一部改正の件

芽室町放置自動車の処理に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和4年12月1日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町放置自動車の処理に関する条例の一部を改正する条例

芽室町放置自動車の処理に関する条例（平成20年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

- (3) 公共の場所 道路、河川、公園、駐車場、公共施設その他公共の用に供されている場所で、町が管理する場所をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

本条例中で定義する公共の場所について、町の管理する公共施設が立地している敷地についても放置自動車の処理対象であることを条文内で明確にするため、本条例を改正するものであります。

芽室町放置自動車の処理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) と (2) ー略ー</p> <p><u>(3) 公共の場所 道路、河川、公園、駐車場、公共施設その他公共の用に供されている場所で、町が管理する場所をいう。</u></p> <p>(4) ー略ー</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) と (2) ー略ー</p> <p><u>(3) 公共の場所 町が管理する道路、河川、公園その他公共の用に供されている場所をいう。</u></p> <p>(4) ー略ー</p>